

石綿(アスベスト)健康被害者のご遺族の皆さまへ。

「特別遺族給付金」に関する、 大切なお知らせです。

「石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿救済法)」の改正により、

特別遺族給付金の
請求期限

平成24年3月27日までに
延長されました。

特別遺族給付金の
支給対象

平成18年3月26日までに
亡くなった労働者ご遺族の方^(注)
へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。
※「改正石綿救済法」は、平成20年12月1日より施行されます。

お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続きなどのご相談については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境保全再生機構(0120-389-931)までお問い合わせください。

厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

トップページの「重要なお知らせ」から、アスベストのページをご覧いただけます
(労災認定等事業場一覧表の公表を行っています)。

久保純子

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
(以下「改正石綿救済法」といいます。)が平成20年12月1日より施行されます。
この改正により、以下の点が変更されますのでご注意ください。

① 特別遺族給付金の請求期限の延長

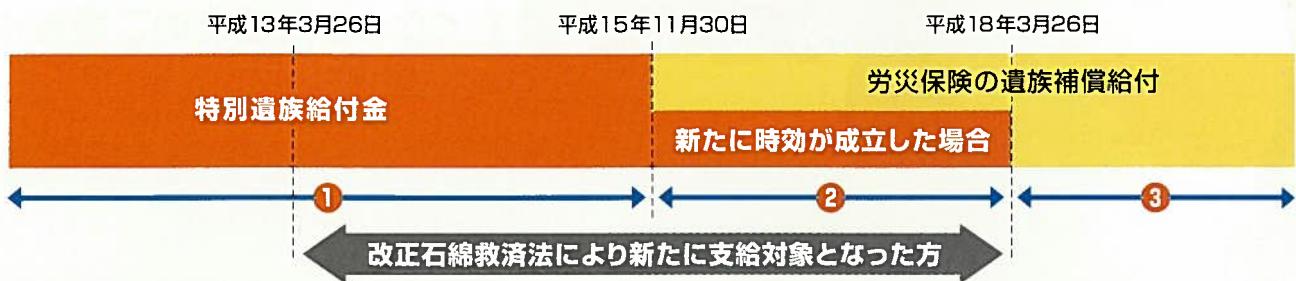
平成24年3月27日までに延長されました。

② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 平成18年3月26日までに亡くなった労働者(又は特別加入者。以下同じ。)のご遺族の方^(注)へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。

(2) 以下のように労働者が亡くなった時期により支給対象となる給付が異なります。



① 平成15年11月30日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

② 平成15年12月1日から平成18年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続を行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日(平成20年12月1日)以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

③ 平成18年3月27日以降に亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅しますので、お早めに請求手続を行ってください。

★請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

※中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合(1年未満)や、カルテやエックス線写真等がないために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付(環境保全再生機構から給付)についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/kaisei080618/index.html>

☆救済給付の手続は、独立行政法人環境保全再生機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

[お問い合わせ] ☎ 0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

※救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からぬ場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時にすることも可能です。